

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

税務ニュース

No. 506

令和5年1月号

<https://www.hongohojin.or.jp/>

【目次】

2023年新年のごあいさつ —— 2~3

今年の抱負を一言 —— 3

法人会会員店特集 —— 4

リモートワークで乱れる体内時計に注意を —— 5

税務署だより —— 6

都税事務所だより —— 7

令和4年度納税表彰 —— 8~9

中学生の「税についての作文」受賞作品 —— 10~11

法人会の「令和5年度税制改正に関する提言」まとまる —— 12~13

法人会の活動 —— 14~15

「税に関する絵はがきコンクール」優秀賞 —— 16



令和4年10月「法人会創立70周年・女性部会創立50周年」記念式典

2023年新年のごあいさつ

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。皆様には当会の活動に対し日頃から多大なご支援を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年も依然として新型コロナの影響をうけ、一部の事業では中止があったものの、延期にしていた法人会創立70周年・女性部会創立50周年記念式典を無事に挙行することができましたことは誠に喜ばしい限りであり、また、これまで法人会を支えていただいた関係者各位の皆様へ深く感謝申し上げます。

新型コロナにより企業を取り巻く環境やこれまでの社会生活が大きく変わる中で、「企業の発展を支援し、地域の振興に寄与するとともに、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」という法人会の理念を今一度念頭に置きながら、税知識普及及び納税意識の高揚、社会貢献、租税教育活動等、各種事業活動の更なる推進に取り組んでまいりたいと存じます。

今年は卯年です。相場格言では「卯(うさぎ)は跳ねる」と言われています。これまでの数年間から大きく飛躍し、向上できるよう、そして新しい出会いや多くの人とのつながりが生まれることを願っております。

結びにあたり、皆様にとりまして新しい年がより良き年でありますよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



(公社)本郷法人会 会長
五十嵐 正樹

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

公益社団法人本郷法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、五十嵐会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

また、税に関する絵はがきコンクールや租税教室の開催をはじめとする租税教育活動や、各種研修会の開催などに積極的に取り組んでいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、まもなく所得税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。例年同様、確定申告書作成会場を上野合同庁舎(東京上野税務署)に開設(期間:2/16~3/15)致します。

スマートフォンによるe-Tax申告については、令和3年分の確定申告から、スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、その記載内容を自動入力することを可能とするなど、使いやすくなっております。会員の皆様方におかれましては、確定申告をされる社員や従業員の皆様へスマートフォンによる確定申告をお勧めいただくなど、e-Taxの更なる普及・拡大に向けた取組にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、会員の皆様方のご事業のご繁栄並びにご健勝を心から祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。



本郷税務署長
笹木 邦江

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

本郷法人会の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、五十嵐会長をはじめ役員及び会員の皆様方には、地域社会の発展にご尽力いただき、また、日頃から文京区の税務行政に多大なご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、日本経済は原材料高騰や急激な円安による物価高に見舞われており、世界情勢も極めて不安定です。また、依然としてコロナ禍の影響も不透明な中、区は、区民の皆様への身近な行政ニーズに継続して応えるとともに、新たな行政ニーズにも応えていく責務があります。

今後とも、貴会との連携・協力が極めて重要であると考えておりますので、さらなる地域社会の発展と文京区政の伸展にお力添え頂きますようお願い申し上げます。

結びに、貴会会員の皆様方の益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



文京区長
成澤 廣修

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

五十嵐会長をはじめ公益社団法人本郷法人会の役員及び会員の皆様には、日頃より東京都の税務行政に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ情勢や円安の進行によるエネルギー・原材料価格の高騰など、新たな事象が重なりました。

こうした中、東京都は、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る施策のほか、脱炭素化社会実現への取組や物価高騰対策などの施策を展開しています。

文京都税事務所といたしましては、このような施策の実現に必要な都税収入の確保に取り組みとともに、電子申告・電子申請やキャッシュレス納税の普及に努めてまいりますので、皆様のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、貴会の益々のご発展と、新しい年が皆様のご繁栄の年になりますことを心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



文京都税事務所長
大隈 雅英

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

本郷法人会の皆様方のご繁栄とご健勝を心よりお祈り申し上げます。

さて、人の記憶力には「保持力、記銘力、想起力」の3つの能力があるそうです。

保持力は覚え続ける能力、記銘力は新たに覚える能力、想起力は覚えていることを取り出す能力のことです。昨年度末に公表された税制改正大綱によると、今年もまた大幅な税制改正が予定されております。3つの記憶力をフル回転して本年もより一層精進してまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

最後になりましたが、貴会会員皆様の益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



東京税理士会
本郷支部支部長
高橋 千亜紀



今年の抱負を一言



山中 一江 (副会長)

公私共に、新たな幕開けの準備の年にできるようゆとりを持って歩める一年としたいです。

田中 元浩 (副会長)

明けましておめでとうございます。今年こそマスクなしの活動が出来ますことを祈っております。

仲田 和人 (常任理事・社会貢献研修委員長)

やがて来るコロナ後の活動が交流盛んに充実するよう、心寄せ合い知恵を重ねて企画進行に取組んで参りたい。

佐藤 潤一 (常任理事・税制委員長)

日々感謝の気持ちを忘れる事なく、仕事もプライベートも充実させたい。

鵜野 真理子 (常任理事・広報委員長)

新年おめでとうございます。
コロナもなかなか止まるところを知りませんが、イベントなども少しずつ開催され始めています。
「ほうじん本郷」からも皆様に、明るい話題をお届けしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

熊谷 昌之 (常任理事・財務委員長)

新年おめでとうございます。新型コロナ災も今年は終わるでしょう。次への飛躍へ意欲を持って取組みます。

小嶋 守 (常任理事・厚生組織委員長)

新春を迎え、一年を通じ、一日一日を明るく楽しくを心がけ、大切に生きたい。

奈良部 宏 (常任理事・第2支部長)

法人会員相互の融和を計り情報を共有し、この変化の激しい状況を乗り越えて行かなければならない。

吉田 博 (常任理事・第4支部長)

明けましておめでとうございます。コロナ第8波の中、今年はどうなることやら。大きく飛び跳ねたい。

吉田 宗之 (常任理事・青年部会長)

青年部会長としての職務も3月までとなりました。最後まで全力で走り切りたいと思います！！

法人会会員店特集



1

レストラン ビアレストラン えん 宴



東京都文京区本郷 4-37-20
ホテル機山館 1F
TEL. 03-3812-1211
営業時間：11:00～14:00
17:00～21:00

定休日：日曜日、祭日

URL. <https://kizankan.co.jp/>

丸の内線・大江戸線 本郷三丁目駅下車徒歩2分。本郷三丁目交番横入る。

少人数の会食、家族団らんの食事に最適。飲み放題付パーティープラン有り。

又、大小宴会場も併設しており、宿泊・会議・宴会にご利用ください。

2

焼き鳥・釜飯 松好



東京都文京区根津 1-18-10

TEL. 03-3821-4430

営業時間：11:30～14:00

18:00～22:30 (LO.22:00)

※定休日については事前にお電話でご確認ください。

URL. <https://matsuyoshi-official.com/index.html>

昭和44年根津にて創業、世代を問わないどなた様も入りやすい、

「焼き鳥、釜飯屋「松好」」を目指して営業しております。

法人会のみなさま是非ご来店ください。

みなさまのご来店をスタッフ一同心を込めておもてなしいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間等が変更になっている場合がありますので、各店にご確認ください。

リモートワークで乱れる体内時計に注意を

産業カウンセラー 柏木勇一

◆在宅勤務なのに「見えない管理」で睡眠不足になった係長

国立大学医学部教授のエッセイに「講義時間は100分だが、40分ぐらいたつと学生がだれてくるのが分かり、5分の休憩を入れたら居眠りする姿も少なくなった」と書いてありました。意識が集中できる時間のメドは約40分と考えてもいいでしょう。働く時間にそのまま当てはめることには問題があるかもしれませんが、体内時計を狂わすリモート業務についても参考になる記述がありました。

工場の総務課に勤務する40代の係長職の男性Aさんが、「コロナでほとんど在宅勤務。上司はそばにいないがSNSで管理され、ちょっと家の椅子から離れただけでも叱責される。仕事量も入社時より多く、ストレスでどうにかなりそうです。眠れない毎日になりました」と訴えてきました。この「眠れない毎日」という訴えがキーポイントです。

◆オンライン会議、1日4件以上は要注意

ここで「体内時計と働く時間」に触れたいと思います。ワークライフバランスに関するこの大学の調査では、1日3件のオンライン会議を実施している人のうち高ストレス者は14%ですが、1日平均4件の場合は33%に達しているという結果でした。そこから「リモートワーク自体はストレスを軽減させる要素があるものの、フルリモートワークでは生産性が下がることが明らかになった」と、まとめていました。

フルリモートワークになると睡眠リズムが乱れる、という説明です。原因は生活環境にあります。人間は朝や昼に十分光を浴びることで体内時計を整えています。リモートワークにより出勤で朝日を浴びることもなくなってしまい、フルリモートワークだと、人によっては1週間本当に短時間しかお日さまを見ないことも生じているかもしれません。日中は日光を浴びず、夜は遅くまでPCを開いてしまうことで、体内時計が狂い、睡眠時間にも影響、心身の不調になる危険性をはらんでいる状態です。

◆食事時間を守り、日光を浴びる一快適な睡眠には欠かせません

相談してきたAさんは、上司の対応だけではなく、同僚とのコミュニケーションの場もなく、ストレス発散ができません。家で仕事をしている時間が増えて、食事時間も不規則になったことも分かり、睡眠を整えるために重要な食事のバランスも悪くなっていることが心配でした。Aさんには、活動するための交感神経とリラックスさせる副交感神経という自律神経の仕組みを説明、ストレス過多による「睡眠時間」「睡眠の質」の悪化には十分気をつけるよう伝えました。テレワークが続く場合は、朝晩のメリハリのある生活と昼間の適度な運動も勧めました。言葉にすると簡単ですが、大事なことは「食事」と「光」です。

テレワークを今後の働き方のスタイルとして定着させる会社もありますが、それによって働く人の体調が悪くならないよう、心してほしいと思います。

【筆者紹介】

柏木勇一(かしわざ・ゆういち) 大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

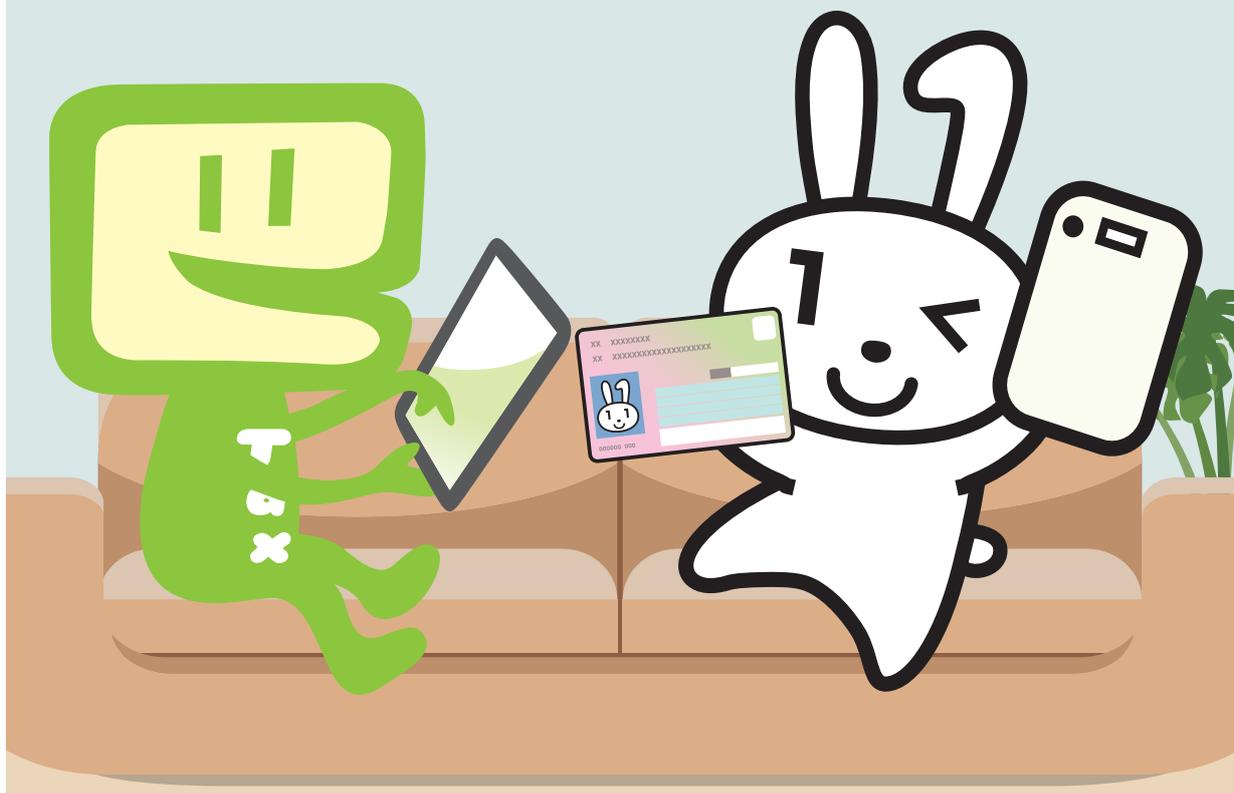


税務署だより tax office message

令和4年分

確定申告

スマホとマイナンバーカードでe-Tax!



申告納税	所得税および復興特別所得税・贈与税	令和5年 3月15日(水) まで
	消費税および地方消費税 (個人事業者) 事業税・住民税の申告期限: 令和5年3月15日(水)まで	令和5年 3月31日(金) まで

確定申告に関する質問は AIチャットボットの『ふたば』にご相談ください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告 検索



税務職員 ふたば



※携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご注意ください。

確定申告会場への入場には整理券が必要です。

(申告書等の提出のみ
の場合は不要です)

LINEなら
事前発行
できます。

整理券は
各会場で
当日
配付します。

税務署・都道府県・市区町村

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税種別割
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先
申込方法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申込期限	令和5年2月28日（火）までにお申込みをいただいた方には、令和5年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925

来所せずにお手続きができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

納税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
 - ・ モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明の取得

- ✓ 郵送
 - 〒112-8787
 - 東京都文京区春日1-16-21
 - 都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
 - 東京共同電子申請・届出サービス

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP



納税表彰

11月16日(水)午後3時から東京ガーデンパレスにおいて令和4年度納税表彰式が開催され、次の方々を受彰の栄に浴されました。受彰された方々に心よりお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。なお受彰祝賀会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

東京国税局長表彰



五十嵐 正樹 氏
(会長)

税務署長表彰



吉田 宗之 氏
(常任理事・青年部会長)

税務署長感謝状



伊東 大輔 氏
(青年部会副部会長)



林 正晃 氏
(理事)

国税庁長官表彰



小能 大介 氏
(本郷間税会顧問・法人会理事)

令和4年度 中学生の「税についての作文」受賞者 (敬称略)

- 👑 本郷納税貯蓄組合連合会 会長賞
支えてもらう側から支える側として
中学生の視点から見る新しい税
一人の納税者として
世界の税金
小林 史佳
菊地 健正
按田 芽里
板橋 百果
- 👑 本郷税務署長賞
税金の使い道と将来
税の恩恵は身近なところにも
網倉 吉優
大倉 理桜
- 👑 東京都文京区税務所長賞
自然と税の在り方
一戸 梨里
- 👑 文京区長賞
税金を通して支え合う
三山 麻彩
- 👑 文京区教育委員会賞
日本と海外の税金
菅野明日那
- 👑 東京商工会議所文京支部 会長賞
不測の事態の安心感
山下 葵生
- 👑 東京税理士会本郷支部 支部長賞
日本の税とその未来
落合隼四郎
- 👑 一般社団法人本郷青色申告会 会長賞
「地方創生」一ふるさと納税
長島 立樹
- 👑 公益社団法人本郷法人会 会長賞
納税者として生きること
徳生 ゆい
- 👑 本郷間税会 会長賞
税が支える私の未来
深沢 理子
- 👑 本郷小売酒販協議会 会長賞
税と私達
名倉 舞
- 👑 本郷彰友会 会長賞
税を学ぶメリット
木村 澄香
- 👑 東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 会長賞
税金に関心を持つ
石田 英士
- 👑 東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞
私にとって税金とは
清水 叶暖
- 👑 全国納税貯蓄組合連合会 学校感謝状
学校法人村田学園 広尾学園小石川中学校

令和4年度「税に関する絵はがきコンクール」受賞作 (敬称略)



本郷税務署長賞
松崎 智花



文京区長賞
土屋 敦史



文京都税事務所長賞
三山 里彩



文京区教育委員会賞
魏 逸方



本郷法人会会長賞
大場 吉翔



本郷法人会女性部会長賞
王 海萌

令和4年度「税の標語」優秀賞 (敬称略)

- 👑 本郷間税会長賞 (優秀作品)
「消費税 払う者には 福来たる」
島田 光
- 👑 本郷税務署長賞
「ガム買って これでわたしも 納税者」
「安心な 社会を作る 消費税」
「潤いの 社会福祉に 消費税」
豊田 晴香
長谷川香春
渡邊 陸斗
- 👑 東京都文京都税事務所長賞
「この世界 税があるから 国がある」
大給 乗慶
- 👑 文京区長賞
「税金に 文句を言う人いるけれど ないと自分は生きられない」
樋口 大樹
- 👑 文京区教育委員会賞
「考えよう 税の知識と 使い道」
下野 優太
- 👑 全国間税会総連合会 入選
「未来への 期待を込める 消費税」
渡邊 颯真
- 👑 東京国税局間税会連合会 入選
「これからの みんなを支える 消費税」
古田 珠理

令和4年度 中学生の「税についての作文」
本郷税務署長賞

税の恩恵は身近なところにも

大倉 理桜

私が暮らしと税のかかわりを意識したのは、小学校高学年のときだ。通学路に歩道橋があり、ある日、階段の手すりの下から三段目あたりからすべてのネジが外れ、ガタガタしていることに気が付いた。この歩道橋はホテルと教会を挟んで建っていることもあり、学生だけでなく多くの人が利用していたが、一年以上手すりは破損したままだったと記憶している。私は普段手すりを使わないので特に不便さは感じなかったが、あまりにもその状態が続くので、「誰が修理するのだろう」と徐々に気になり始めた。なぜなら、その間、小さい子どもや子ども連れのお母さんが、その手すりを持ってよろけそうになるのを何度も目撃していたからだ。

そこで私は母に相談した。すると母は「歩道橋は、私たちが納めている税金で修理するはず」と言い、すぐ地元の議員さんに電話を入れた。そして一週間もしないうちに手すりは元通りになった。議員さんの説明によると、「ここは都道でもこの歩道橋は国が管理しているものと、少し管理が複雑。でも声を上げてもらえればすぐに対応しますよ」とのことだった。

歩道橋の手すりのネジ。それは本当に些細なことかもしれないが、ずっと放置されれば万が一大きな事故につながっていた可能性もある。おそらくこの一例のように、一人一人が意識しないと気づかないところで、じつは税金によって安心・安全が守られているという例は他にもたくさんあるだろう。例えば、下水やごみ処理。毎日、何気なく手洗いし、お風呂に入るし、ごみを捨てる。下水がしっかり整備され、ごみ収集のシステムが整っているからこそ、私たちの暮らしの衛生が保たれているのだ。

さらに、もうひとつ。私がとても有難く思っているのは生活環境の整備や保全のために使われていることだ。私が住んでいる地域には銀杏並木がある。まっすぐ伸びる都道の両脇に等間隔で植樹されており、銀杏が四季折々で変化するたび、この道をまったく違う雰囲気にしてくれる。小学生の頃は通学路として利用していたため、思い出もたくさんありお気に入りの道でもある。とくに色づいて落ちた銀杏の葉が一面に敷き詰められ、金色のじゅうたんのようになる秋の景色は圧巻だ。この景観を毎年楽しめるのは、定期的に枝を整え、最後は落ち葉の清掃までしてくださるお陰だと思っている。

消費税や所得税など税金は「払う」ということばかりに目が向いてしまうが、私たちの身近なところその恩恵は散りばめられていて、暮らしに安心、安全、豊かさをもたらしてくれていることを忘れてはならない。皆が働いて納めた大切な税金だからこそ、使われ方についての理解を深め、正しい使われ方をしているのかもしっかり意識することが必要ではないだろうか。

令和4年度 中学生の「税についての作文」

本郷税務署長賞

税金の使い道と将来

網倉 吉優

お店で買い物をしたときに支払う金額がキリの悪い数字になっていることがある。その商品に少し上乗せされて支払うお金、消費税が僕たち中学生にとって一番身近な税金であると思っている。ところで、思うことがある。

「この支払った税金の恩恵を、僕たちは十分に享受できているのだろうか」と。

国の歳出の社会保障の中に医療給付金というものがあるようだ。医療費の大幅な軽減や救急や消防のサービスを無償で受けられるというのは僕たちが健康で文化的な生活を送るうえで大きな意味をなしていると思う。例えば家族が病院へ自力で行けないほど体調を崩したときに、お金がないために救急車が呼べないというのはあってほしくないことである。

ニュースを見ていると、社会保障費、国債費によく焦点が当たっている。「社会保障ってなんだよ」といつも思っていたのだが、その内訳は高齢者に支払うための年金や医療給付費、介護、子育て、生活保護等が占めているようだ。今の祖父母世代のように、僕たちが年をとった際にはその時の頼もしい現役世代がある程度の生活を支えてくれることだろう。しかし二〇二一年の合計特殊出生率は人口を維持するために必要な数を下回っているようだ。人口が減るということは税金を支払ってくれる人が減っていくということ。納税者が少なくなると僕たちの老後はどうになってしまうのだろうか。世界の人口は増加しているものの、日本の子供の数は減っている。そのような中でニュースでは保育園に通わせられない共働き世帯の子供たち、いわゆる待機児童問題が話題に上ることがある。働かなければ生計は立てられない。子供だけを置いたまま働きに出られるわけがない。このような板挟みになってしまうと子育てを避けるようになる。子育てする人がいなくなると人口は減ってしまう。すると保育士の数が少なくなってしまう。悪循環である。

たしかに、子育てや教育に国家が歳出した際に結果がわかるのは少なくとも子供たちが成人し納税するようになった後である。しかし、ここでしっかりと次世代の育成と経済活動の両立ができるようになれば、日本の人口減少に歯止めをかけることができるのではないかと思う。具体的には保育士や教師の方々へ支払う給料をハードな仕事に見合ったものにする。ロボットや書類のデジタル化などに税金を投入していき、従事する人の負担を減らす。そうすることでこれらの職業を志す人が増えるのではないかと考える。

国民全員で納めている税金は国家を成り立たせるのに必要不可欠である。それは国民一人一人の生活環境や社会全体のあり方と深くかかわりあっている。これからはもっと税金の使われ方を注意して見ていこうと思う。さらには国民全員が国家の運営にかかわっているのだという意識をもって積極的に税金の使い道について議論できるとよいと思う。

厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業の活性化に資する税制を!

法人会の「令和5年度税制改正に関する提言」が、9月27日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」「その他」などからなっている。

全法連では、全国70万を超える会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

○団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めたが、本来それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

○コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、相応の需要喚起を行うことも必要であり、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

◆国・地方における議員定数の大胆な削減による歳費の抑制／厳しい財政状況を踏まえ、国家公務員と地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制／特別会計と独立行政法人の無駄の削減／積極的な民間活力導入等。

4. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

○法人税率の軽減措置として中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長すべきである。

○中小企業の技術革新など経済活性化に資する措

置として、租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。
- ③中小企業等の設備投資支援措置として、中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

2. 事業承継税制の拡充

○事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。また、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

○取引相場のない株式の評価の見直しを求める。

3. 消費税への対応

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとはいえない。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

○インボイス制度を実施するのであれば、国は事

業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

○インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

III 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

○地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

IV 震災復興等

○これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

○近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V その他

○欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

“税を考える週間”「署長講演会&特別講演会」を開催

11月7日(月)、東京ガーデンパレスにおいて、“税を考える週間”協賛行事の一環として「署長講演会&特別講演会」を開催しました。

第一部では、「税務行政の現状と課題～税務署が考えていること～」と題して、本郷税務署・笹木邦江署長から、「税務を取り巻く環境が大きく変化する中、e-Taxやキャッシュレス納付等といったDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進、スマートフォンを利用した申告等、納税者サービスの充実や事務の効率化に向けて、納税環境の整備に取り組んでいます」等とお話いただきました。

第二部では「気象災害と防災への心がまえ」と題して、気象予報士の半井小絵氏からご講演いただきました。ご自身が被災した阪神・淡路大震災では

「自分の身体が宙に浮き、その後の激しい横揺れ、地面が唸る余震を今でもはっきりと覚えています。また、地震以外にも台風をはじめとした気象災害などがあり、事業を継続、社員を守るといった意味でも普段から自分たちの住んでいる街のハザードマップ等を確認することが大切です」等と語られました。



▲笹木署長による講演



▲講師の半井小絵氏

「酒税法とワインセミナー」を開催

社会貢献研修委員会

11月18日(金)、ホテル機山館において東京小売酒販組合本富士支部及び本郷間税会との共催により開催しました。

第1講座では、神田税務署酒類指導官の佐藤大介氏から、「酒税法とワイン」と題して酒類の定義、分類や主要酒類の酒税率などについてお話いただきました。

第2講座では、アサヒビール株式会社の天野真氏から「ワインを楽しむ基本の知識」と題して、コロナ禍やSDGsの流れ等、お酒の飲み方も多様性がうたわれており、ノンアルコール、微アルコールやライト商品が拡充されている中で、ワインも気軽に

楽しめる商品が多数出始めている等といったお話をいただきました。

講座終了後は、様々な種類のワインを試飲しながら懇談会を開催しました。



▲神田税務署酒類指導官の佐藤氏



▲アサヒビールの天野氏

第36回法人会全国青年の集い沖縄大会2022

青年部会長 吉田 宗之

2022年の全国青年の集いは沖縄県沖縄市での開催となりました。せっかくの沖縄も残念な雨模様でしたが、久しぶりに多くの部会員が現地入りする全国大会となりました。

例年通り租税教育活動と健康経営の全国プレゼンテーションがメインでしたが、今回違いを感じたのは部会長サミットでした。今までは地域差や規模の違いからディスカッションが噛み合わない「??マークのある会議」でしたが、今回は部会の規模ごとにグループ分けされたので共通の課題が浮き彫りになりました。テーマは①会員増強と②活動の活性化です。議論した内容を今後の部会活動に活かしていきたいと思えます。



◀全国青年の集い会場の様子



▶青年部会のメンバーで(左から3人目:吉田青年部会長)

バス見学研修会 —3年ぶりに実施—

穏やかに晴れた12月2日(金)、「つくばの宇宙開発と最先端のロボット技術と触れ合う」をテーマに、バス見学研修会を実施しました。コロナ禍により中止が重なり、3年ぶりの実施となりました。午前8時20分に湯島天満宮駐車場を出発し、一路筑波へ向かう車中では税金クイズや租税教育用のDVDを鑑賞しました。筑波宇宙センター展示館「スペースドーム」では、日本の宇宙開発を進めてきたJAXAの歩みと‘いま’の話しを聞きながら見学しました。昼食は古民家を活用したイタリアンコースに舌鼓を打ち、午後から「サイバーダイナスタジオ」を訪れ、福祉や医療分野等の動作支援で活用される装着型ロボットスーツHALの展示を

見学した後、HALの動作体験も行いました。その後、つくばハムのお土産を買い物した後、帰路につきました。



▲ロケット広場で記念撮影

法人税の基礎講座 —法人税申告書の作成までを学ぶ—

9月15日(木)から本郷税務署大会議室において開催していた法人税の基礎講座「研修シリーズ」が、12月1日(木)に終了しました。

この講座は計6回シリーズとして開催し、本郷税務署法人課税第1部門の石田上席国税調査官が講師を務め、テキストを使用しながら決算関係書類を基に法人税申告書の仕組みや作成手順などを学びました。



▲研修会場の様子

女性部会「フラワーアレンジメント教室」を開催

12月13日(火)、女性部会恒例行事「フラワーアレンジメント教室」を湯島天神・梅香殿において開催しました。実に3年ぶりの開催となり、宮田花店様の丁寧なご指導のもと参加者は、難しいとされていたクリスマスリース制作に熱心に取り組み、素敵な作品が出来上がりました。クリスマスが過ぎればお飾りを追加してお正月飾りに変身するという優れものです。生の木々でありながら長く楽しめる魅力満載のお教室でした。



▲アドバイスをうけながら制作

第6回「わくわくスポーツまつり」は雨天中止 租税教育・社会貢献活動

11月23日(水・祝)に開催を予定していた「第6回わくわくスポーツまつり」は雨により残念ながら中止となりました。今回も前回同様、申し込み開始後すぐに定員となり、多くの皆様に楽しみにしていただきましたが、あいにくの空模様となってしま

いました。本企画の主催である本郷法人会青年部会及び小石川法人会青年部会では、次回の開催に向けて準備をしていきますので、引き続きよろしくお願いたします。

令和4年度「税に関する絵はがきコンクール」優秀賞 (敬称略、順不同)



米満 朱梨



豊田 晴香



谷口 ちず子



石井 空



田中 啓太



大森 志瑛里



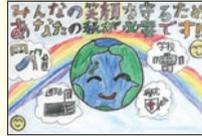
渡辺 カナメ



香川 旭士



金子 朋恵



鶴川 恵菜



新井 万葉



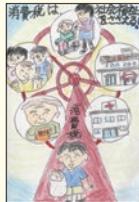
杜 綾夏



白石 桜椰



畔上 結



増子 琢真



向山 彩世



下坂 昊輝



黒澤 知世



鈴木 花



瀧波 ハルカ

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。



※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダーライター)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索



1月号 編集後記

昨年は、本郷法人会創立70周年、女性部会創立50周年祝賀会を1年遅れですが開催することが出来ました。これは偏に会員の皆様のご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

本年は控えていた各種事業を少しずつ徐々に再開出来たらと思います。今後とも、会員皆様のご更なるご支援を切にお願い申し上げます。(五十嵐正樹 記)

